

串間市サイクリング協会 ～市民団体紹介～

●住所=串間市大字西方5500-2 ●FAX=0987-27-3075 ●開館日=平日 午前9時～午後6時
●メール=kushimageinin@kkd.biglobe.ne.jp ●HP=http://kushima-panerp.com/

さつそつと駆け抜ける姿がかつこよすぎと今話題の「串間市サイクリング協会」を今回ご紹介いたします。

●**団体の活動について**
同協会は、串間市における自転車人口の増加と、自転車を利用したまちづくり、観光振興を目的に会員16名で活動しています。サイクリングイベントを開催したり、関係機関とともに自転車活用のみちづくりに向けた検討・実践を行っています。

●**運営について**
市のにぎわい創出事業や、地域活性化センターの地域イベント助成事業を活用しイベント運営をしてきました。その中で参加者へのアンケートをもとに、適正な参加費を検討しながら段階的に参加費を上げてきたことにより、今後補助金に頼らない自立したイベント運営が行えると考えています。また、ノウハウの蓄

積により、今後は会議の回数も減らし、会員の負担を少なくしていきたいと考えています。一方で、LINEなどを活用し、情報の共有を図ることが、円滑な団体運営につながるのではと考えます。

●**今後の活動について**
雨天延期となっていた「わくわくサイクリング in くしま2016」を12月18日(日)に開催いたします。サイクリストを見かけられましたら沿道からの応援をよろしくお願いたします。今後は日南・志布志も含めた広域でのイベント開催を目標としています。また、初心者向けのイベント開催やレンタル自転車の利用など、さまざまなことに取り組んでいきます。「みんなでサイクリングを楽しみたい」ということが、私たちの想いです。ぜひ一度、わたしたちと一緒に走ってみませんか?

11月12日、大阪中之島で第44回近畿串間会総会・懇親会が盛大に開催され、出席させていただきました。当日は、宮崎空港発の飛行機が手配できず、鹿児島空港を利用することになったため、朝4時過ぎの起床を余儀なくされ、自覚まし時計の力をフル活用して何とか起きることができました(汗)。

総会では、近畿串間会の川崎会長のご配慮により、「くしまPR大使」委嘱状交付式と串間市からのお知らせの時間を多めにいただきました。

この「くしまPR大使」とは、串間市にゆかりのある方で、日頃の活動の中でくしまの魅力を広く情報発信していただける方を大使として委嘱するものです。効果的な情報発信のため、定期的にくしまの旬な食材・特産品をお届けし、特に力を入れる「ふるさと納税」のPRを強化する観点から、ふるさと納税の返礼品もお届けし、SNSなどによる情報発信をお願いするこ



地方創生特命部長
矢後雅司の
部長日記

第44回近畿串間会で「くしまPR大使」委嘱状交付式などを行いました



串間をPRしてきました

とを考えています。

くしまPR大使をお願いしているのは、平成27年秋の褒章受章で黄綬褒章を受章されたケーキハウスツマガリ社長の津曲孝さん、在京串間会を代表して会長の木島博さん、新たに来年4月に開校する串間中学校の校歌を作詞・作曲された歌手のいであやかさん他、この総会において、近畿串間会を代表して会長の川崎俊郎さんに委嘱状を副市長から交付させていただきました。その後、ふるさと納税へのご協力をお願いさせていただきました。懇親会では、本城の鎌田秀利さんが育てた極上の宮崎牛、焼酎などの振る舞いをご

子育て支援情報

平成29年度保育所等入所申込を受け付けています。 入所受付は、平成29年1月13日(金)までです。



入所施設について

串間市では、保育所と幼保連携型認定こども園への入所が可能です。

入所できる条件について

入所できる施設については、支給認定により異なるため【表1】と【表2】をご確認ください。
保育所・園は、2号認定もしくは3号認定を受けた児童が入所できます。
幼保連携型認定こども園は、1号から3号までいずれかの認定を受けた児童が入所できます。

入所申込について

入所は毎月1日付となります。入所申込は、次のとおりです。
●4月入所の受付期間=平成28年12月1日(木)から平成29年1月13日(金)まで
●5月以降の受付期間=入所希望月の前月20日まで
●受付場所=福祉事務所こども政策係

提出書類について

申込に必要な書類は、次のとおりです。1号認定を希望の方は、書類①②、2号認定、3号認定を希望の方は、書類①②③④⑤を福祉事務所こども政策係に提出してください。⑥、⑦については該当者のみ提出となります。書類は福祉事務所こども政策係、各施設にて配布しています。

①支給認定申請書(すでに認定を受けている場合は現況届)

②保育所等利用申込書

③就労(内定)証明書もしくは保育利用事由証明書

【表3】で、該当する書類を確認ください。保護者1人につき1枚提出してください。

④保育料納付誓約書

保育料に関する事項について確認していただき、署名、押印をお願いします。

※保育所・園を希望の方のみ提出してください。

⑤保育所入所申込確認書

保育所入所に関する事項について確認していただき、押印をお願いします。

※以下は該当者のみ提出をお願いします。

⑥保育料を算定する書類

平成28年1月1日時点で住民登録が串間市外の場合は、住民登録のあった市町村から『平成28年度市町村民税課税証明書』を取得し、提出してください。

⑦第3子以降保育料軽減申請書

世帯員の18歳未満の養育をしているお子さん全員を記入して提出してください。

入所決定について

1号認定の方については、認定こども園が入園の内定を出します。2号認定、3号認定の方については、市が入園の内定を出します。

提出書類の審査などを行った後、保育の必要性が高い児童から、保育所等の定員などに応じて順次決定します。提出書類の不備や提出書類の不足の場合は、入所審査対象外となります。期限内に、書類をすべて揃えて提出してください。

●問い合わせ先

福祉事務所こども政策係 ☎72-0333(内線506、507)

表1 認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により次の3つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象	
1号認定 (教育標準時間認定)	認定こども園 (幼稚園機能)	満3歳以上の子ども	
2号認定 (3歳以上 保育認定)	標準時間 (最長11時間)	保育所(園) 認定こども園 (保育園機能)	満3歳以上の子どもで 「保育の必要な事由」に 該当する場合
	短時間 (最長8時間)		
3号認定 (3歳未満 保育認定)	標準時間 (最長11時間)		3歳未満の子どもで 「保育の必要な事由」に 該当する場合
	短時間 (最長8時間)		

表2 2号または3号認定を受ける場合、父母ともに下のいずれかに該当することが必要となります。

保育の必要な事由	保護者の状況
1 就労	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合
2 妊娠・出産	母が出産前後(産前産後2カ月)である場合
3 疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合
4 介護など	親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合
5 災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育ができない場合
6 求職活動	求職活動を行うもしくは継続的に 行っている場合
7 就学	就学中の場合
8 虐待やDVの恐れ	虐待やDVの恐れがある場合
9 育休取得中で保育利用中	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
10 その他	上記に類する状態として串間市が認める場合

表3 保育の必要な事由により必要書類が変わります。

保育の必要な事由	必要書類	添付書類
1 就労	就労(内定)証明書	
2 妊娠・出産		母子手帳(予定日もしくは出産日の分かるページ)の写し
3 疾病・障がい		診断書(疾病の場合)、障害者手帳の写し(障がいの場合)
4 介護など	保育利用事由証明書	介護保険証の写し
5 災害復旧		
6 求職活動		
7 就学		在学証明書
8 育休取得中で保育利用中	就労(内定)証明書	